

鎌倉市監査委員の所管に係る鎌倉市行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例施行規程

平成17年6月30日

監査委告示第1号

鎌倉市監査委員が所管する手続等に係る鎌倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年6月条例第3号)の施行については、鎌倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年6月規則第4号)の例による。

付 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。